

那覇市災害時要援護者避難支援計画

平成 26 年 2 月

那覇市

平成 26 年 2 月 6 日 那覇市防災対策推進会議承認

目次

はじめに	P 1
第 1 章 基本的な考え	P 2
1 計画の目的	
2 計画の位置づけ	
3 災害時要援護者の特性	
4 災害時要援護者の対象者	
5 対象災害と地域	
第 2 章 災害時要援護者の情報把握	P 3
1 情報把握	
2 災害時要援護者情報の共有	
3 避難支援計画の作成	
4 情報の管理及び更新	
第 3 章 避難支援体制の構築	P 4
1 災害時要援護者支援の役割	
第 4 章 災害発生時の対応について	P 5
1 避難伝達体制の整備	
2 避難所への誘導及び安否確認	
第 5 章 災害発生後の対応にむけて	P 6
1 福祉避難所の指定	
2 災害ボランティアセンターとの連携	
第 6 章 災害に強い体制づくり	P 6
1 要援護者自身の自助	
2 地域の共助	
3 市の公助	

はじめに

平成23年3月11日に東日本大震災にともなう津波による未曾有の大被害があったことを受け要援護者に対して更なる対策を考えなければならない。

沖縄県は、フィリピン海プレートが入り込む海溝があり、地震計測機で計測される地震が年間1万回程起こっている状況です。また、津波被害について、沖縄県でも1771年の明和の大津波で多くの方が犠牲になった歴史的記録もあり、また、1960年に発生したチリ沖地震の影響から、津波被害を受けている事実もあります。その中で、津波による災害は国内だけでなく、国外からの影響も受けることもあります。前述した、地震の発生回数が多い事を考えると、四方を海に囲まれた沖縄県は、地震による津波の災害が起こることを想定し、日頃から対策をとらなければならないと考えております。

さらに、沖縄県では、台風が到来し、甚大な被害をもたらすことが多々あります。沖縄県は亜熱帯地域であり、海水が温かいことから、台風が発生しやすく、かつ発達しやすい環境です。発達した台風によって起こる暴風雨から、家屋の損壊、降雨量の増大に伴う河川の氾濫、高潮の影響からくる護岸の破壊があり、住民が安心・安全に生活する環境を脅かすことがあります。そのような自然災害から、身を守るためには、安全な場所へいち早く避難することが重要です。しかし、中には高齢者や障がいのある方等、単独で避難することが困難な方々もおります。そのような方々も安心、安全に避難できるよう、支援体制を整える必要があります。

本計画において、地域と行政が連携し、自助、共助、公助の考えをもち、那覇市災害時要援護者避難支援計画による支えあいを目指してまいります。

第1章 基本的な考え

1 計画の目的

この計画は、地震や津波、台風による風水害等の災害の際、市から避難勧告が出された際に、一人で避難所まで避難することが困難な方々（以下「災害時要援護者」という。）に対し、地域において、平常時から災害時要援護者の実態把握と災害時における情報の収集伝達、避難時の避難所への誘導等の支援を円滑にできるよう、行政のみならず地域の人々等のご協力をいただきながら、避難体制の充実を図り、災害時要援護者が地域で安心して暮らせる体制づくりを目的としている。

2 位置づけ

この避難支援計画は、第1章災害予防計画の第1.1節災害弱者安全確保体制整備計画及び第2章災害応急対策計画の第2.9節災害弱者対策に関し、特に支援の必要な災害時要援護者支援体制の確立や避難支援実施のために必要な事項をまとめた計画として位置づける。

3 災害時要援護者の特性

災害時要援護者とは、災害の発生時又は発生が想定されるときに、必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難するなどの災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々をいい、一般的には高齢者、障がい者、妊産婦及び乳幼児、外国人等が挙げられる。

4 災害時要援護者の対象者

災害時要援護者の対象者は、本市に居住する在宅者であって、自力で避難することができない者のうち、次に掲げるものとする。

(1) 高齢者等

- ア 介護保険法に基づく要介護1以上の認定を受けている在宅要介護者
- イ 日中（夜間）独居者
- ウ 高齢者のみ世帯

(2) 障がい者等

- ア 身体障害者手帳1級または2級を所持している者
- イ 療育手帳A1又はA2を所持している者
- ウ 精神障害者保健福祉手帳1級を所持している者

(3) 在宅難病患者（児）

- ア 在宅難病患者のうち、特定疾患医療受給者証所持者
- イ 小児慢性特定疾患医療受給者証所持者
- (4) その他避難行動に支援を要する者
 - ※(4) その他避難行動に支援を要する者とは、(1)～(3)以外の者で本人及び家族などから要請があった者のうち、市長が支援を必要と認める者に限る。

5 対象災害と地域

対象とする災害は主に本市において甚大な被害が想定される台風などの風水害及び震度5弱以上の地震災害とする。また、これ以外の災害についても状況に応じて対応するものとする。対象地域は本市全域とする。

第2章 災害時要援護者の情報把握

1 情報収集

「要介護高齢者」「障がい者」「在宅難病患者（児）」等の避難支援対象者の情報を市各担当課が把握していることから、それぞれの情報を福祉部福祉政策課が情報を一元的に収集し、災害時に備え関係機関内部で共有できるよう名簿を作成する。

外部の避難支援等関係者に対して、平常時より要援護者情報を把握できるよう、要援護者へ情報を提供することに同意が得られるように努める。

2 災害時要援護者情報の共有範囲

(1) 那覇市災害時要援護者名簿

関係部局及び那覇市民生委員児童委員連合会

(2) 那覇市避難支援希望者名簿

関係部局、那覇市民生委員児童委員連合会、那覇市社会福祉協議会、自治会、自主防災組織、及びその他市長が認めた団体等

※災害時には、要援護者の対象者となる地域住民の安否確認を速やかに行うために、関係機関等が平常時より災害時要援護者名簿を共有する。

3 避難支援計画の作成

(1) 避難支援計画（個別計画）の作成

災害時要援護者の対象者へ、災害時において避難行動に支援を要するもので、避難支援を希望し、平常時から関係機関等で個人情報共有することに同意した場合、災害時要援護者支援計画（個別計画）様式に基づき、

必要事項を記入する。必要事項には、要援護者の氏名、住所、連絡先、緊急連絡先や家族の氏名、主治医や通院している医療機関名、災害時の避難支援者および避難場所や避難経路を記載する。

4 情報の管理及び更新

災害時要援護者名簿において、少なくとも年1回関係部局の協力を得て、更新する。また、個別計画書においては、適宜もしくは本人等からの申請があった場合、その都度速やかに更新する。

災害時要援護者名簿及び個別計画書は、個人情報が多く含まれているため、その保護に留意するとともに、「2. 災害時要援護者情報の共有範囲」に列挙している関係部局、および関係団体以外が閲覧することのないように十分に注意する。また、災害時要援護者名簿等の提供時には、提供団体に対し、誓約書を提出させ、守秘義務を確保するものとする。（民生委員児童委員については、法律により守秘義務が課せられている。）

更新された後の古い名簿及び、要援護者支援活動を行わなくなった団体について不要となった各種名簿において、速やかに本市へ返還しなければならないこととする。

第3章 避難支援体制の構築

1 災害時要援護者支援の役割

(1) 行政機関

平常時は、災害時要援護者名簿を作成し、災害時要援護者情報の共有化を図り、民生委員等へ地域の要援護者の見守りを依頼する。また、関係部署において、那覇市避難支援希望者名簿登録者数を増やし、個別計画の作成が円滑に進める取り組み等。

災害時は、関係部局で災害対策に努め、避難情報の発令、災害状況の避難所開設及び運営、避難状況の把握、避難誘導等被害を最小限に抑えるよう努める。

(2) 民生委員児童委員連合会

平常時は災害時要援護者名簿を基に、地域での見守り活動を行い、個別計画作成への同意を得ることや、災害時要援護者名簿に登載されていない地域住民の中で、支援を要する住民の有無の確認等。

災害時は、地域における災害時要援護者の避難状況の把握や安否確認及び、避難誘導の補助。

(3) 社会福祉協議会

民生委員児童委員及び自治会とのネットワーク形成。地域の災害時要援護者の状況把握に努めるための支えあいマップ作成に係る取り組み等。

災害時には、災害ボランティアセンターを設置し、関係機関（地域包括支援センターや那覇市民生委員児童委員連合会等）と連携し、地域の要援護者の安否確認を実施する。

(4) 自治会等の地域の組織

平常時は自治会等を中心に地域の方々により、地域における要援護者の把握や避難支援者、避難経路の確保に努める。

災害時は市からの避難準備情報を受け、災害時要援護者の避難状況の把握や、安否確認、避難誘導。

(5) 自主防災組織

平常時より地域で助け合う体制を整え、適切な対応を身に付ける等、市防災部門の指導を受け、消火、救護、避難誘導、給食給水等の役割をもち、災害時には、平常時の役割分担に基づき活動できるように努める。

第4章 災害発生時の対応について

1 避難伝達体制の整備

防災行政無線や移動広報マイク、コミュニティFM、エリアメール、市ホームページ等によって、避難が必要な地域に対し、避難情報を伝える。また、災害時要援護者の中には、視覚、聴覚に障がいのある方もいることから、点字や手話、FAX等での的確に伝達できるよう、コミュニケーションの確保に努めなければならない。

2 避難所への誘導及び安否確認

平常時より、那覇市災害時要援護者名簿に基づき、民生委員等の見守り活動や、関係部署にて個別計画を作成し、要援護者の住まい、身体的な状況等の把握に努め、避難先や避難経路の確保、避難に必要な移動用具の有無を確認し、

災害時には民生委員児童委員、那覇市社会福祉協議会、自治会、自主防災組織等の地域の関係団体が協力し、円滑な避難誘導や安否確認が行える体制を整える。

第5章 災害発生後の対応にむけて

1 福祉避難所の指定

災害時要援護者が避難生活を送るうえで、通常の避難施設では、避難生活が困難となる場合がある。そのような状況に対応するために、バリアフリーに対応した総合福祉センターや老人福祉センター、老人憩の家等や、専門性の高いサービスが提供できる高齢者施設、障がい者支援施設等を福祉避難所として確保する。そのためには、福祉施設等を管理、運営する者との協定締結に努める。

市及び協定締結した施設において、災害時には、災害時要援護者の居住地、身体状況等から福祉避難所を割り振り、福祉避難所の様態に基づき対応できる人材（社会福祉士職、保健師職等）、用具、器材等を確保するよう努める。

なお、福祉避難所への移動又は確保が困難な場合は、一般避難所において、「福祉避難室（仮称）」としてスペースを確保し、災害時要援護者が落ち着いた避難生活を送れるよう努める。

2 災害ボランティアセンターとの連携

福祉避難所での災害時要援護者への対応は、職員だけでは困難なため、那覇市社会福祉協議会が設置する災害ボランティア中央センターとの連絡調整を図り、避難所の様態に基づき対応できるボランティアの派遣ができるよう連携する。

第6章 災害に強い体制づくり

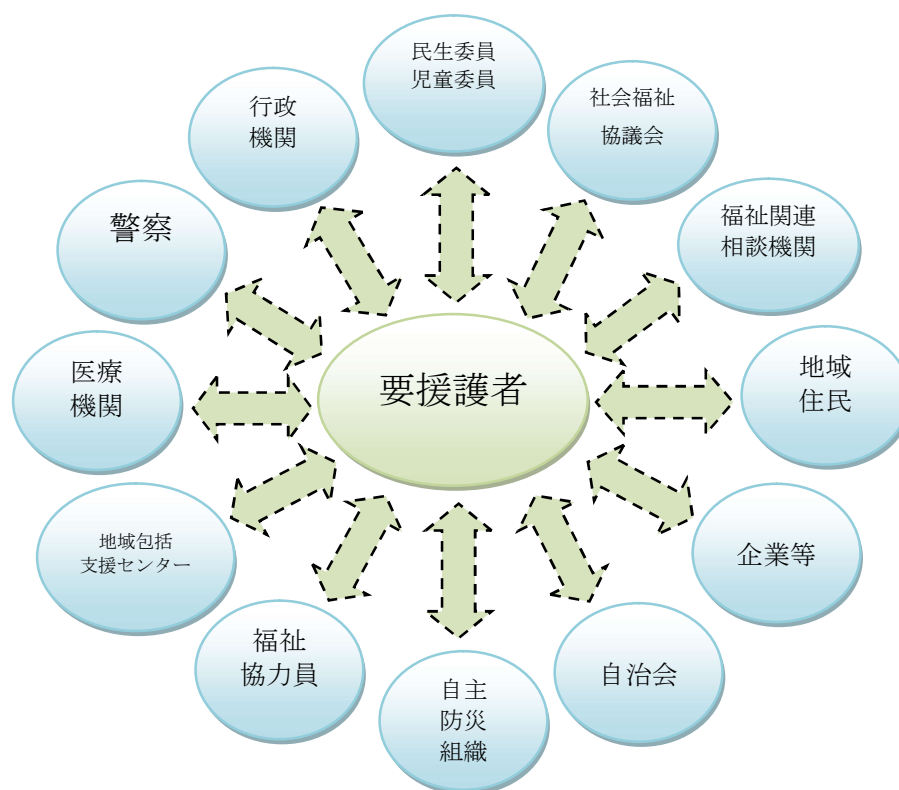
1 要援護者自身の自助

災害時要援護者は自力避難が困難な方との定義があるが、災害時の避難をすべて避難支援関係者に任せるのではなく、「自分の身は自分で守る」（自助）の心構えを持ち、普段より災害時に備える必要がある。同居の家族がいる場合は、家族の協力を得ることを含め、避難場所や避難場所までの経路、避難方法を考えておく。難病患者の中で、人工呼吸器を使用している場合には、電気の供給が停止した場合を想定し、非常用電源による電気の供給が可能な施設等の情報を把握しておく等が挙げられる。

また、避難を円滑に行う上で、個別計画作成に積極的に手を挙げ、地域支援者を確保し平常時より地域支援者とのコミュニケーションを取り、信頼関係を築くよう努める。

2 地域の共助

要援護者を支援する上で、民生委員児童委員、社会福祉協議会、自治会、自主防災組織等の地域に根差した団体や組織の力が重要である。「地域の支えあい」（共助）を活かし、日頃より近所づきあいの中から得られる信頼関係を活用し、近所づきあいから始まる見守りや声かけといったインフォーマルな方法を含めた要援護者への支援方法の充実を図る。



※要援護者より情報提供に対する同意を得ることができなくても、要援護者が関わる機関、団体が個別に要援護者の情報を把握することで、複数の目で要援護者を把握する。

3 市の公助

那覇市災害時要援護者名簿を作成し、名簿情報を民生委員児童委員連合会へ提供し、民生委員を主体とした地域の見守り活動への活用を促す。那覇市災害

時要援護者名簿では把握できない要援護者に対し、那覇市避難支援希望者名簿への登録を促すよう広報し、災害時要援護者の把握に努める。

災害時に要援護者支援を円滑に実施するため、関係部局、民生委員児童委員、社会福祉協議会や自治会等と連携し、それぞれの役割を共有し合い、要援護者に対する支援のネットワーク構築に努める。

なお、要援護者の支援は自助・共助の考えが重要であることから、要援護者自身や各地域が主体となり地域主導で無理のない活動が行えるよう支援する。